

が伸びているが、その適正な給付に努めているところである。

政策手段の効率性の評価

実績目標1について

雇用保険制度のうち失業等給付については、支出が収入を上回る場合には積立金を取り崩すこととしており、また、雇用情勢の急激な悪化による受給者の急激な増加により毎会計年度において徴収保険料額及び国庫負担の合計額と失業等給付額との差額をその会計年度末における積立金に加減した額が失業等給付額を下回った場合には法律改正を経ずに弾力条項による保険料率の引上げを行うことができ、他方、毎会計年度において徴収保険料額及び国庫負担の合計額と失業等給付額との差額をその会計年度末における積立金に加減した額が失業等給付額の2倍に相当する額を超える場合には、法律改正を経ずに弾力条項による保険料率の引下げを行うことができる等、財政の運営を効率的に図ることができる制度設計となっている。

また、三事業については、毎会計年度において三事業費充当徴収保険料額と三事業に要する費用の額との差額をその会計年度末における雇用安定資金に加減した額が三事業費充当徴収保険料額の1.5倍に相当する額を超える場合には、法律改正を経ずに弾力条項による保険料率の引下げを行うことができる等、財政の運営を効率的に図ることができる制度設計となっている。

実績目標2について

受給者数が依然として多い状況にあるが、支給業務を担当する公共職業安定所においては、組織定員の範囲内において法令等に基づき適正な給付に努めているところである。

総合的な評価

平成14年10月に失業等給付に係る保険料率を12/1,000から14/1,000に引き上げたが、平成15年度はこれが平年度化したため、保険料収入が増加した。

また、昨年5月に、給付については、早期再就職の促進等を図るとともに、保険料率については労使負担の急増の緩和に配慮した上で、制度の安定的運営のために必要最小限の引上げを行うこと等を内容とする雇用保険法等の改正を行った。当該制度改正の効果等により、平成15年度の受給者実人員(839千人(年度月平均))は平成14年度の受給者実人員(1,048千人(年度月平均))よりも減少した。

また、三事業についても、収入が支出を上回り、雇用安定資金残高が平成14年度よりも増加した。

以上より、セーフティネットとしての雇用保険制度の財政の安定に資することとなるものと見込まれる。

また、失業等給付については、法令、通達に基づき適正、円滑に給付が行われた。

以上により、施策目標をほぼ達成したものとする。

評価結果分類	分析分類
②	②

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし

②各種政府決定との関係及び遵守状況

○「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月27日閣議決定）

- ・ 雇用維持支援・雇入れ助成から労働移動支援・ミスマッチの解消へ、生活支援から早期再就職支援等の自立支援に重点化する。
- ・ 雇用保険3事業等の既存の施策、ハローワークにおける実施体制を、上記の観点から見直す。

○「平成16年度予算編成の基本方針」（平成15年12月5日閣議決定）

（医療・介護・生活保護・雇用等）

雇用については、多様な働き方の実現や円滑な労働移動を可能とするため、雇用維持支援・雇入れ助成から労働移動支援・ミスマッチの解消に、生活支援から早期再就職支援等の自立支援に重点化するとともに、民間の積極的活用、地域の実情を踏まえた施策の実施に取り組む。その際、政策効果や利用実績を踏まえた見直しを行う。

「規制改革・民間開放推進計画」（平成16年3月19日閣議決定）

Ⅱ-1-14

（2）雇用保険三事業

① 各事業の情報公開、厳格な事業評価の実施【平成16年度中に措置】

雇用保険三事業の各種事業を効率的・効果的に実施していくため、事業の性格を踏まえ、例えば就職率等の具体的・定量的な目標を策定するとともに、年度ごとに事業終了後の実績を公表し、適正な評価を行った上で、目標を達成できなかった事業については廃止・見直しするなどの措置を講ずべきである。

② 雇用安定事業関連の助成金等の廃止・縮小を含めた見直し【平成16年度中に措置】

雇用保険三事業を含めた雇用政策については、一貫した政策目的の下、全体の総括及び事業の企画立案・執行等を行い、効率的な事業運営を図るべきである。

雇用安定事業関連の助成金等については、①雇用維持支援から労働移動支援へ、②雇入れ助成からミスマッチ解消へ、③生活支援から早期再就職支援へという観点に重点を置いた見直しを行うべきである。本事業の代表例である雇用調整助成金については、構造調整を遅延させているのではないかとの指摘もあり、検証を行った上で必要に応じて見直すべきである。また、通年雇用安定給付金制度については、早急に廃止・縮小すべきである。

③ 能力開発事業の効率化、民間活用の促進【平成16年度中に措置】

就業形態の多様化、産業の高度化が進展する中で、公共職業訓練校は充実した設備で訓練を実施することができるという利点がある一方、急速に変化する社会ニーズへの迅速な対応が困難であるため、講座の内容が実情に合わないなどといった欠点が指摘されている。

したがって、公共職業訓練校については、就職率等一定の目標を設定し、目標を達成できない職業訓練を廃止するなど早期再就職等を促進するため効率的

・効果的な事業を行うべきである。また、就職率に応じて委託費を支払うなど事業の効率化等を推進するとともに、就職希望者のニーズにマッチした民間教育訓練事業の育成等を行い、民間の活力を最大限に活用すべきである。

④ 雇用福祉事業の見直し【平成16年度中に措置】

雇用福祉事業の中には、勤労者福祉施設や雇用促進住宅の整備など、その役割を終えているものも存在する。

勤労者福祉施設については、その整理を着実に実施するとともに、その他の雇用福祉事業については、適切な事業評価を実施した上で、必要な見直しを行うべきである。

⑤ 早期再就職の促進【逐次実施】

厳しい雇用失業情勢下において、求人と求職の能力のミスマッチを解消し、早期再就職等を図ることが喫緊の課題となっている。このため、雇用保険三事業の財源を、民間活力の活用を含め、早期再就職の促進等に資するような事業に重点的に配分すべきである。

II-7-3

(2) 社会保険制度の改革等

雇用保険法（昭和49年法律第116号）は原則としてすべての民間被用者を対象とした制度であり、現在も、低い加入水準にとどまっている私立学校教員等については、雇用保険への加入を更に促進する。【逐次実施】

○「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（平成15年6月4日閣議決定）

第1部 「重点強化期間」の主な改革

4 「人間力」の抜本的強化

(2) 利用者の立場に立った雇用関連事業の再編

- ・雇用保険3事業の29助成金をはじめ、雇用関連各種事業の一層の整理統合を推進し、雇用維持支援・雇入助成から労働移動支援・ミスマッチ解消支援への重点化を進める。

第2部 経済活性化に向けた重点施策

2 雇用政策・人材育成施策の新たな展開

(3) 労働移動の円滑化等

- ・ハローワーク及び雇用保険3事業について、平成16年度より開始された数値目標の明示を今後も進めるとともに、保険料負担者への説明責任の徹底、外部評価の活用による厳正な評価を行い、その結果を踏まえて重点化・効率化を一層推進する。

③総務省による行政評価・監視等の状況

○特別会計制度の活用状況に関する政策評価（平成15年10月24日）

【手数料等収入】

雇用保険料に係る労働保険料は、失業等給付に要する費用に充てられる保険料と三事業に要する費用に充てられる保険料とを一括で表示している。さらに、徴収勘定からの受入金には保険料相当額と附属雑収入相当額が含まれているが、そ

れらも分けて表示していない。

【一般会計の負担・補助】

保険給付に係る受入については、求職者給付に係る受入と雇用継続給付に係る受入とまでは分けて表示していない。

【運用収入】

運用収入に係る表示を見ると、雇用安定資金、積立金を預託したものか、余裕金を預託したものかは明示していない。

【前年度からの受入等】

雇用安定資金からの受入金の費消先に係る表示をみると、「雇用安定等事業費」として、能力開発事業費及び雇用福祉事業費が含まれた形で表示している。保険料の返還金は「他勘定へ繰入」として、保険料徴収に係る業務取扱費が含まれた形で表示している。

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

- 「雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成15年4月15日衆議院厚生労働委員会）

「今後とも、セーフティネットとしての雇用保険の健全運営の確保に万全を期するとともに、雇用失業情勢に対応し、雇用対策の効果的な実施に努めること。」

「雇用保険制度の将来的な在り方の検討については、拙速を避け、十分な時間をかけて行うこととするが、その着手は早急に行うこと。その検討においては、基本手当、高年齢雇用継続給付の給付水準に十分留意すること。」

- 「雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成15年4月24日参議院厚生労働委員会）

「雇用保険が今後とも雇用のセーフティネットとして、その機能を十分発揮することができるよう制度の安定的運営の確保に努めること。」

「パートタイム労働者の適用等雇用保険制度の適用範囲についての検討に努めること。」

「雇用保険制度の将来的な在り方について早急に検討に着手することとし、検討に当たっては十分な時間をかけて行うとともに、基本手当及び高年齢雇用継続給付の給付水準等に十分留意すること。」

- 「平成13年度決算議決」（平成15年6月16日参議院本会議）

「雇用・能力開発機構においては、「特殊法人等整理合理化計画」を受け、現在、勤労者福祉施設の処理を進めているが、一部で建設費を大幅に下回る価格で売却さ等の事態があったことは、遺憾である。政府は、施設の処理に当たっては、雇用保険料を財源として建設された施設の本来の趣旨が損なわれることのないよう配慮するとともに、売却価格の算定等について十分な情報開示に努めるべきである。」

⑤会計検査院による指摘

失業等給付金の支給の適正を期するため、受給資格者等に正しい失業認定申告書、再就職手当支給申請書等の提出を行わせるよう指導を徹底するとともに、失業等給付金の支給決定時における調査確認の一層の充実強化を図る必要があると認められる。（「平成15年度決算検査報告」）